

「家族の法制に関する世論調査」について抗議する声明

内閣府・法務省は3月25日、「家族の法制に関する世論調査」の結果を公表しました。 選択的夫婦別姓について、導入を求める回答は、前回2017年の42.5%から28.9%に減少 しましたが、これは、質問を変更したことが影響したと思われます。通称使用の賛否を問う 設問は1996年調査で行われ、前回まで5回の設問は変わっていません。今回は、通称使用 容認を選択的夫婦別姓への反対に位置づけたことで、過去の調査結果と比較して推移をみる ことが困難になりました。また、選択的夫婦別姓に賛成でも反対でもない中間的な考えを持 ち、通称使用を容認する人を、あらかじめ反対に位置づけたことは恣意的であり、選択的夫 婦別姓への賛成の減少を意図したものと推測されます。

通称使用は、1996年の法制審答申以降、民法改正が実現しないために、便宜的な措置として使用できる場面が拡大してきた経緯があります。設問の通称使用の法制度がどのような内容か、提案も検討もされたことがなく、賛否を判断するに足る情報がありません。

通称使用の法制度を、夫婦同姓維持を前提に位置づけて質問したことは、「別姓が無理なら通称で」といった声に応えて通称使用を拡大してきた救済措置的な実態を正しく把握していません。そもそも、5年の歳月をかけて審議・答申された法律案要綱を、四半世紀も「世論」を理由に立法化していないことが問われているのであって、今回の調査の在り様は、適正手続きの観点からも極めて問題であり、歴代の法務大臣が所信表明で重要視してきた「法の支配」とは相いれないものです。

法務省が、質問の変更によって、選択的夫婦別姓の導入を困難にするとしたら、それは法 務省の存在意義を自ら否定する行為であり、法務省に対して強く抗議します。

2022年4月1日

NPO 法人 mネット・民法改正情報ネットワーク